

信州・長和町直営別荘地ガイド

令和8年訂正版

別荘ライフのご案内

日頃より長和町直営別荘地をご利用いただきありがとうございます。
オーナーの皆様が、お互いに気持ちよく別荘ライフを満喫していただくための
「ガイド」を作成いたしました。ご協力をお願いします。



信州・長和町直営別荘地総合管理センター

環境整備・景観保全



・景観整備事業等を活用し、下草刈りや間伐を積極的に行い、周囲の自然に融合した環境整備に努めましょう。

(別荘だより「長和の風」にてご案内しています。)

なお下草刈りは年2回、藪整備は年1回が望ましいです。

・台風等による倒木被害が増加しています。被害が出る前の予防伐採の実施、広葉樹(針葉樹以外)や低木類への樹種転換などの検討をお願いします。



・敷地内の看板の形状、大きさ、色彩については自然景観を損なわないよう充分留意してください。

(注意:案内看板、営業看板の無断設置は禁止されています。)

・立木の伐採作業は危険を伴います。安易な気持ちで行わず専門家に相談しましょう。

・樹木は成長し、枝葉が隣地に侵入し、危害を与えることもありますので、普段より敷地内の立木等には十分注意してください。万一隣地へ侵入した枝葉等は、迷惑がかからないよう除去を行ってください。

・松くいを防ぐ為、敷地内の赤松を伐採しましょう。

・ブルーシートを使用した、倉庫や小屋、囲い等は、景観上あまり好ましくないで長期間の使用にならないように、ご配慮をお願いします。一時的にご使用の場合でもブルーシートはさけ、オリブドラフ(国防色)をおすすめいたします。

・洗濯物や布団などを干す場合は、通行人や近隣の方の目に付きにくい場所に干すなど別荘地の品位を保つべくご配慮をお願いします。

火 災 予 防

・焚き火や野焼きは火災の原因になりますので禁止です。

・野焼きは法律で禁止されています。

・バーベキュー、花火は水バケツを用意し、完全に火の後始末をしてください。



交 通 安 全

・別荘地内の車両速度は30^{キロ}に制限されており、見通しの悪い場所もあります。

未舗装の道路は20^{キロ}以下とするよう心がけ安全運転を心掛けましょう。

・駐車場は敷地内に設けることとし、路上駐車は禁止です。

路上駐車により、接触事故、脱輪事故、緊急車両、デマンドバスの通行の妨げなど様々な支障の原因となりますので、迷惑のかかるような路上駐車は行わないでください。

・特に冬期は除雪作業に支障がでますので、路上路駐は控えてください。

併せて、道路との段差解消のステップ等は冬季期間撤去をお願いします。

破損があっても補償等はいたしません。

・シカ・きつね・うさぎ等が道路に飛び出す場合があります。車の速度は控えめにお願いします。



騒 音 防 止

・カラオケ、テレビ、打ち上げ花火、楽器演奏、バイクや車の空ふかし等大きな音の出る行為ご遠慮ください。

大きな音の出る催しなどを行う場合は、あらかじめ管理センターまで届け出て許可を得てください。

・音の出る作業は、一日中騒音が出ないようにしていただき、特に朝の9:00以前、夕方17:00以降の作業は控えてください。

・草刈り、伐採等は別荘地の環境維持、災害防止に非常に重要な作業です。その際に発生する作業音等に対しては、特段のご理解とご協力をお願いします。

ペット管理

- ・ペットの放し飼いは絶対にやめてください。他のオーナー様の敷地に侵入し、迷惑をかけるだけでなく、他人への危害の恐れがあります。また、ペット自体苦手な方も多数いらっしゃることを忘れないようにしましょう。
 - ・動物由来感染症を防ぐため、野良猫・犬の餌付け・餌やりは行わないでください。
 - ・犬の散歩の際は必ずリードをつけ、フンは飼い主が責任をもって処理してください。
- また、ペットの鳴き声は意外と遠くまで響くものです。別荘地の静かな環境を維持し近隣の方への迷惑とならないよう十分に注意しましょう。
- ・飼い主の皆様にとっては、ペットも大事な家族の一員です。お互いが気持ちよく別荘ライフを満喫するために、相互のご理解をお願いします。



ゴミの出し方

- ・「ごみの分別帳」(令和8年4月)に従って、廃棄ゴミと資源ゴミに分別して、ゴミステーションへお出してください。
- ・「ごみの分別帳」は、各管理事務所にあります。
※指定袋には必ず区画番号を記載ください。
- ・1回のゴミの量が多くなる場合(指定袋4袋以上)や、「分別帳」に記載のない粗大ゴミの出し方につきましては、あらかじめ管理センターにお問い合わせください。
- ・別荘の片付けなどで大量の廃棄物が出る場合は、専門業者に依頼するなどし、ゴミステーションへは搬入しないでください。
- ・皆さんのゴミステーションです。ルールを守り不法投棄がないようにお願いします。



災害発生時の対応



- ・別荘滞在中に災害の発生の恐れがある場合は、町等から発信される情報に従って、行動をお願いします。

長和町役場HP WEB : <http://town.nagawa.nagano.jp/>

- ・災害時等は管理センターの閉館時間の電話は長和町役場(Tel 0268-68-3111)に電話をお願いします。

- ・災害の状況は別荘 HP でも順次情報をお知らせします。

直営別荘地HP WEB : <http://villanagawa-nagano.com>

- ・長和町直営別荘地公式 LINE

プッシュ型配信で防災等の情報・別荘地最新情報などのお知らせを発信します。

- ・災害時には必要に応じて別荘地内の施設を開放します。一時避難等の必要が出た場合、ご利用ください。

- ・『FMとうみ』という地元放送局と協定を結んでおり、災害時にはスマートフォン向けの無料専用アプリに、町の災害情報が配信されるサービスがあります。

FMとうみ「はれラジ」 WEB : http://www.fmtomi785.jp/?page_id=81

- ・停電に関するお問合せは下記にお願いします。

中部電力 停電情報 ☎0120-984-536

WEB : <https://teiden.powergrid.chuden.co.jp/p/office/520.html>



別荘の工事(建築、修繕、取壊しなど)

- ・業者に工事・作業を依頼された方は、管理センターにて「作業許可書」を発行してもらうようお願いください。業者にはその際に「直営別荘地工事等説明資料」をお渡しいたします。
- ・許可書のない業者の工事・作業は認めません。
- ・防犯上の都合、鍵の貸し出しにはオーナー様の許可が必要です。
工期と業者が決まりましたら、事前にお知らせください。
- ・土曜日・日曜日・祝祭日・お盆及びゴールデンウィークの期間は
工事・作業は禁止とします。
特に音の出る工事・作業による通行規制は完全禁止とさせていただきます。



そ の 他

- ・別荘地への郵便物には、必ず区画番号を記入してください。
- ・スズメ蜂、小型有害鳥獣（ハクビシン等）は早期の駆除をお願いします。
- ・他のオーナー様の別荘敷地には無断で入らないでください。
またご自身の区画以外の山菜、キノコなどを採らないでください。
- ・隣接区画の土地の木を無断で伐採しないでください。



- ・貸別荘、民泊等の行為は禁止です。
- ・不審者の目撃情報、空き巣の被害などが増えています。
建物の施錠の確認はもとより、事件事故の際には警察への通報を直ちに
行ってください。
- ・別荘地内でのビラの配布、勧誘活動などの行為は、ご遠慮ください。

ご相談受付内容

- ・伐採、藪整備、下草刈りの受付・ご相談
- ・各種修理（建物・電気・水道等）や水抜き、蜂駆除等のご相談
- ・各種生活用品等の購入先のご相談（薪・砂利・灯油等）
- ・所有区画でお困りの事、ご心配事各種
- ・別荘の新築や解体、相続や贈与などの権利関係の異動等があった
場合は、管理センターへ連絡をお願いいたします。必要書類と手続き
の流れをご説明させていただきます。
- ・購入・転売等のご相談は、提携する不動産業者をご紹介します。
- ・その他ご不明な点は、各管理事務所までお問い合わせください。



信州・長和町直営別荘地総合管理センター	☎0268(68)2906 / ☎0268(68)2191
美し松ハイランド管理事務所	☎0268(69)2732 / ☎0268(69)2732
ふれあいの郷別荘地管理事務所	☎0268(69)2541 / ☎0268(69)2541
美ヶ原高原郷別荘地管理事務所	☎0268(88)2167
（美し松・ふれあいの郷の定休日は管理センターに転送されます。）	
長和町役場	☎0268(68)2906 / ☎0268(68)2191
管理センターメールアドレス	Mail : besso.nagawatown@gmail.com